

東京海上・インド・オーナーズ株式オープン

追加型投信／海外／株式

設定・運用:東京海上アセットマネジメント株式会社

トランプ関税によるインドへの影響

- 米トランプ政権が相互関税を発動も一転、90日間の停止を発表
- 内需主導型経済やITサービス輸出拡大などを背景に影響は限定的
- 今後は企業決算と追加利下げが株価の下支えとなると想定



米トランプ政権が相互関税を発動も一転、90日間の停止を発表

米国のトランプ大統領は4月2日(日本時間3日早朝)、相互関税の詳細を発表しました。その内容は、米国への輸入品に対して一律10%の関税をかけた上で国・地域ごとに異なる税率を上乗せするというもので、インドに対しては26%の関税が課されることになりました。その後一転して、報復措置をとらない国などに対して相互関税を90日間停止(※一律10%部分は維持)すると発表し、軌道修正が図られることになりました。

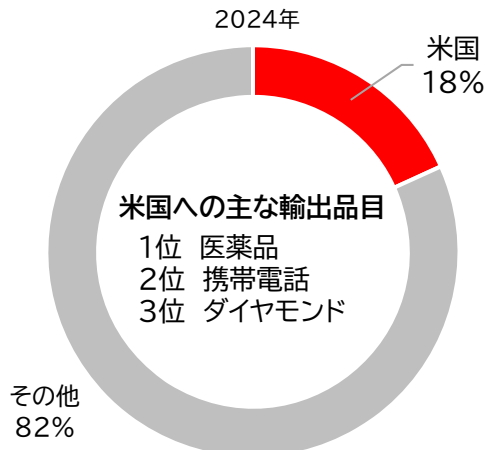
相互関税とは、米国が貿易相手国の関税や非関税障壁に応じて自国の関税を引き上げる政策です。これまでトランプ大統領は、インドに対して関税の引き下げや非関税障壁の緩和を求めてきました。これに対し、インドのモディ首相は関税引き下げや米国からのエネルギーや防衛装備品の購入を増やすことで合意するなど、協調姿勢を示してきました。

今後は年内の二国間貿易協定(BTA)の締結に向けて交渉が進んでいくと見られます。交渉がまとまれば、関税の引き下げや両国間の貿易・直接投資の拡大などが見込まれると考えます。

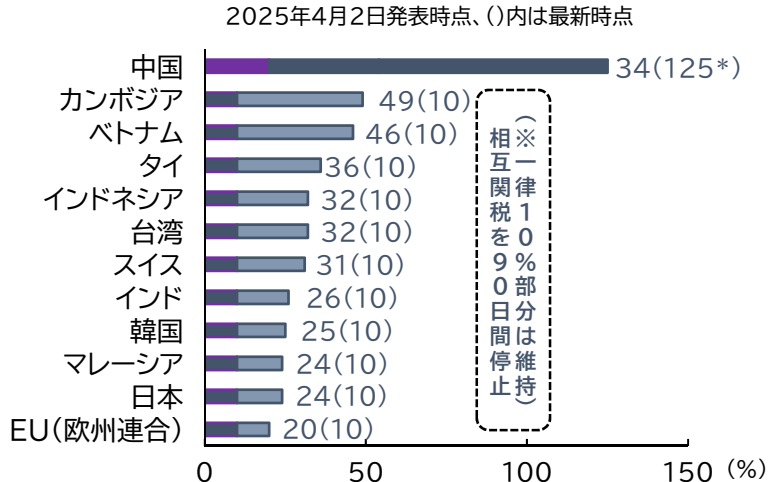
トランプ関税をめぐる動き(インド関連)

日付	内容
1月27日	トランプ大統領がモディ首相と電話会談 →米国製の武器調達と公平な貿易関係を要求
2月1日	インド政府は2025年度予算案を発表 →大型バイク、高級車などの関税引き下げ
13日	モディ首相が訪米し、トランプ大統領と会談 →米国産の石油・ガスの輸入拡大に合意 →年内の貿易協定締結をめざすことに合意
3月25日	インド政府関係者が関税引き下げに言及 →米国からの輸入額の55%を対象に関税引き下げの用意があることをメディアに明かす
29日	インド商務省と米通商代表部で貿易問題を協議 →二国間貿易協定(BTA)の締結に向けて前進
4月2日	トランプ大統領が相互関税の詳細を発表 →インドに対しては26%の関税(9日から発動)
9日	トランプ大統領が相互関税の一部停止を表明

インドの最大の輸出相手国である米国



米国の主な国・地域に対する関税率(相互関税)



*報復措置を打ち出した中国に対しては、関税を125%に引き上げることを表明済

出所:WTO(世界貿易機関)のデータ、米国大統領府公表資料、各種報道を基に作成

※上記は一部であり、すべてを示すものではありません。

※上記は過去の実績および将来の予想であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※上記には当資料作成時点における東京海上アセットマネジメント及び東京海上アセットマネジメント・インターナショナルの見解を含みます。



内需主導型経済やITサービス輸出拡大などを背景に影響は限定的

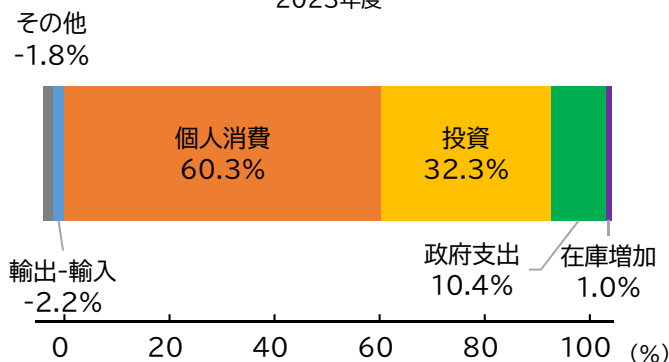
インドは約9割が「個人消費」と「投資(インフラ投資や設備投資など)」で構成される内需主導経済であり、貿易依存度が低いこと、米国の関税強化による直接的な影響は他国と比べて小さいと見られます。事前のインド国営銀行の試算によると、米国のインドに対する関税が15～20%に引き上げられた場合、輸出の減少は3.0～3.5%程度にとどまるとの見通しが示されていました。

一方、相互関税により国境を越えたモノ(財)の移動が減少すると見込まれる中、米国のIT重視のスタンスは追い風になると考えています。トランプ政権は、AI(人工知能)規制の緩和やデジタル課税の国際枠組みからの離脱表明など、IT関連ビジネスの活性化に着手しており、インドの得意分野であるITサービス輸出(ITソフトウェアやBPO*など)の拡大が財輸出の減少を補うと予想しています。

*企業の業務プロセスを一括して外部に委託するアウトソーシングの一種

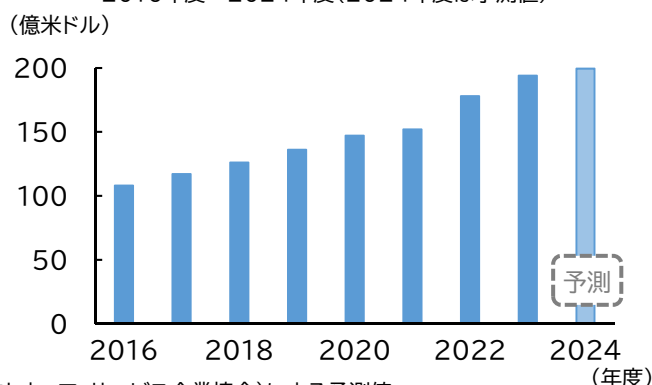
インドの名目GDPの支出側内訳

2023年度



インドのITサービス輸出

2016年度～2024年度(2024年度は予測値)



※インドのITサービス輸出の2024年度の値はNASSCOM(インド全国ソフトウェア・サービス企業協会)による予測値。

出所: 国連、NASSCOM、MeitY(インド電子情報技術省)、Statistaのデータを基に作成



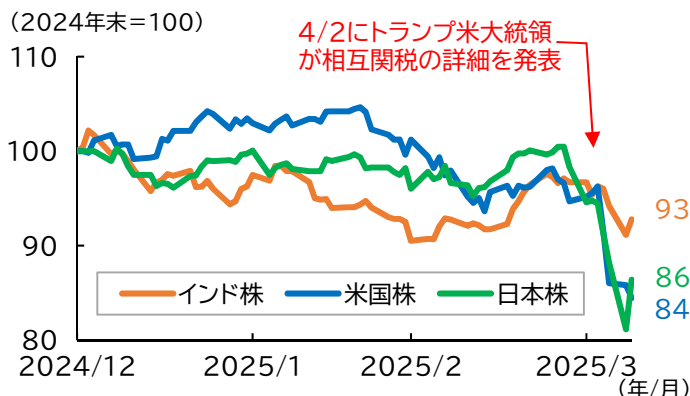
今後は企業決算と追加利下げが株価の下支えとなると想定

米国による相互関税の導入や中国による報復関税の発表を受けて米国株や日本株が急落する中、インド株は相対的に小幅な下落にとどまりました。これは、アジア競合国と比べて税率が低かったことや米国との二国間協議で先行していることなどが理由に挙げられます。今後については、目まぐるしく状況が変化する場合、当面は方向感を欠く展開が想定されるものの、4月中旬以降に本格化する2024-25年度の決算発表において企業業績の改善が確認できれば、株価の下支え要因となると考えています。

また、インド準備銀行(RBI)は、4月9日の金融政策決定会合で2会合連続となる利下げを決定し、今後の追加利下げの余地も示唆しました。インフレが落ち着きつつある中、景気を側面から支える効果が期待できると考えています。

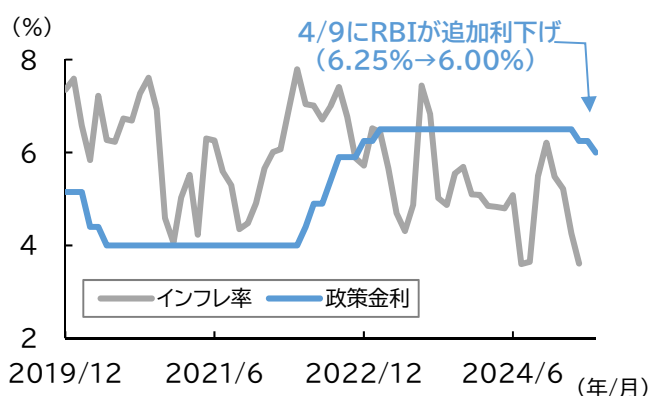
年初来の株価の推移(インド・米国・日本)

2024年12月末～2025年4月8日、日次



インドのインフレ率と政策金利の推移

2019年12月末～2025年4月(インフレ率は2月まで)、月次



※インド株: MSCIインド指数(インドルピーベース)、米国株: MSCI米国指数(米ドルベース)、日本株: MSCI日本指数(円ベース)

※インフレ率: 消費者物価指数(前年比)、政策金利: レポレート

出所: ブルームバーグのデータを基に作成

※上記は過去の実績および将来の予想であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※上記には当資料作成時点における東京海上アセットマネジメント及び東京海上アセットマネジメント・インターナショナルの見解を含みます。

ファンドの主なリスク

投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**

運用による損益は、全て投資者に帰属します。

投資信託は**預貯金や保険と異なります。**

ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価 格 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うことがあるため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる場合があります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カ ン ト リー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流 動 性 リ ス ク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時 手 数 料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.5%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの純資産総額に 年率1.903%(税抜1.73%) を乗じて得た額
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

ファンドの関係法人

■お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
株式会社 イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社 三菱UFJ銀行(インターネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※販売会社によっては、現在、新規申込みの取扱いを中止している場合があります。

■設定・運用・お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク 0120-712-016

※受付時間:営業日の9時～17時

商 号 等:東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[当資料で使用している市場指数について]

■当資料で使用した各MSCI指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

[一般的な留意事項]

●当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
●当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。●投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。●投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。